

京都市告示第161号

計量法第20条第1項，第21条第1項及び特定計量器検定検査規則第39条の規定に基づき，次のとおり，指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

平成25年6月6日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

北区，上京区，中京区，東山区及び伏見区

2 検査の対象者

ひょう量が500キログラムを超え，5トン未満の質量計を使用する者又は20台以上の質量計を使用し，質量計の所在の場所での検査を希望する者

3 定期検査の実施場所

検査の対象となる特定計量器の所在場所等

4 定期検査の実施の期日

平成25年7月8日から同年8月31日まで。ただし，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)